

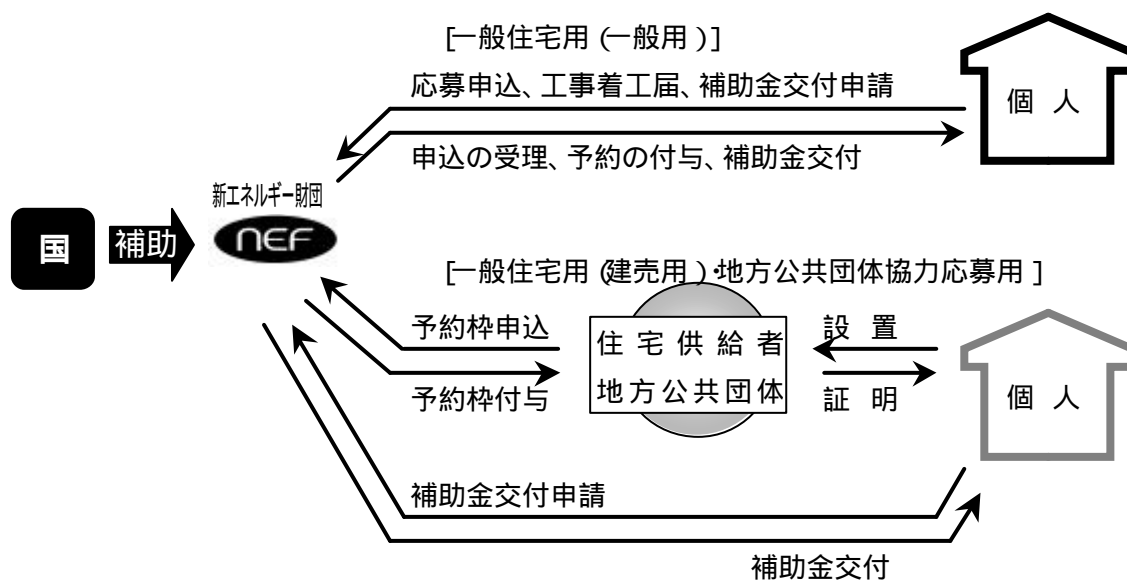
平成17年度「住宅用太陽光発電導入促進事業」の概要

平成17年4月5日
(財)新エネルギー財団

1. 目的

太陽光発電の自立的な普及拡大を促していくため、一定期間に集中的な支援措置を実施し、大規模な導入促進を図ることにより、量産効果による一層のコスト低減を実現し、太陽光発電市場の早期自立化を促進すること。

2. 補助制度のしくみ



3. 予算

平成17年度予算額 約26億円

4. 募集期間

(1)一般住宅用

平成17年4月6日(水)~平成18年2月20日(月)

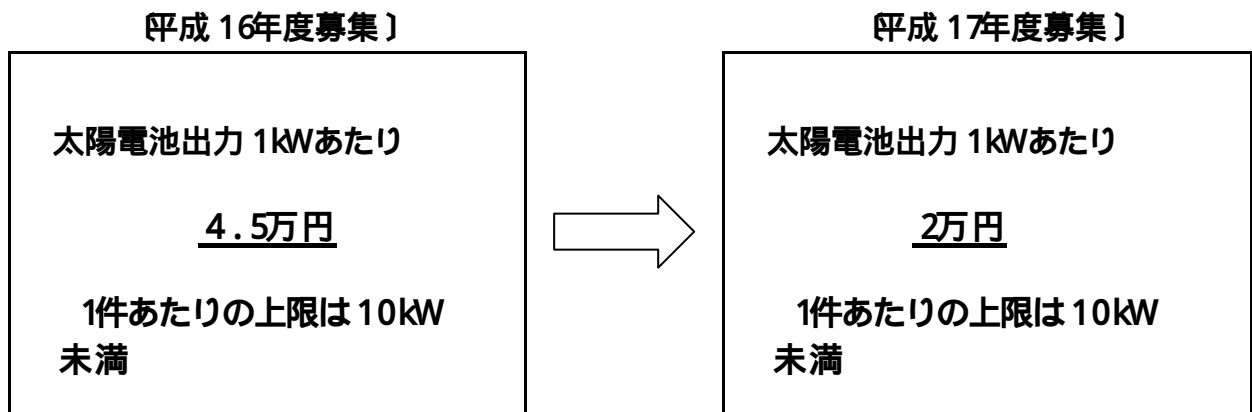
(2)地方公共団体協力応募用

平成17年4月6日(水)~平成18年2月20日(月)

応募申込みは先着順(消印ベース)に行うが、消印ベースで予算額を超えた日をもって応募申込みを停止し、予算額を超えた消印日の翌日以降の消印の応募申込書は返還する。

また、予算額を超えた消印日の応募申込み者の中で抽選を行い、最終的な補助金交付対象者を決定する。ただし、地方公共団体協力応募用(自治体の上乗せ補助制度を活用するもののみ)を優先する。

5. 補助算式



【補助金額】

上記金額に太陽電池の最大出力() (kW表示とし、小数点以下 2桁未満について四捨五入。10 kW未満)を乗じて得た額(小数点以下切り捨て)。

対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力(日本工業規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力。なお、日本工業規格を基準としているが、IEC等の国際規格も可とする。)の合計値

6. 応募資格

「一般住宅用(一般用)」

住宅用太陽光発電システム(住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池出力が10kW未満の太陽光発電システム)を設置する者で電力会社と電灯契約を行う者。(但し、地方公共団体が応募者となり自ら所有する住宅以外の施設に住宅用太陽光発電システムを設置しようとする場合を除く。)

「一般住宅用(建売用)」

住宅用太陽光発電システム付き建売住宅等を購入する者。(応募は、平成 18年 3月 10日までに、建売住宅等に住宅用太陽光発電システムを設置し、販売できる建売住宅供給者等が行う)

「地方公共団体協力応募用」

区域内で住宅用太陽光発電システム付き住宅を設置・購入する者。(応募は、独自の補助制度を実施又は年度内に計画している地方公共団体が行う 補助制度はなくてもあつ旋のみで可。)

本補助金は、国からの他の補助金制度と重複しての適用は受けられません。

7. その他

(1) 価格公表について

補助金申請手続代行者一覧等の公表

(財)新エネルギー財団のホームページにおいて、補助金交付申請手続代行者の一覧及び代表的な販売システム価格等を一般に公表する。

住宅用太陽光発電システムの機器販売価格の公表

(財)新エネルギー財団は住宅用太陽光発電システムの機器販売実績価格(平均価格、最低・最高価格)を一般に定期的に公表する。

(2)住宅用太陽光発電システム情報データベースのWeb 上での公開 (<http://www.nef.or.jp>)

目的

住宅用太陽光発電システムの運転実績、導入実績、価格動向、使用感などをより多くの人に知っていただき、今後の住宅用太陽光発電システムの導入を支援すること。

内容

平成 6年度よりシステムを設置した方から報告いただいているアンケートの集計結果をデータベース化し、発生電力量・売電電力量、設置費用、設置件数、設置総出力、使用感・不具合報告を公開。

特長

デジタル地図データを使用することにより、集計結果を最小単位 5km × 5km メッシュ相当まで絞込み閲覧することが可能。

8. 応募者の義務

(一般住宅用(一般用)の例)

